# 令和8年秋　適格消費者団体連絡協議会

ネットプロテクションズに対する差止請求訴訟

令和8年9月26日（土）

消費者機構日本　理事　宮城　朗

# 当事者

## 原告

特定非営利活動法人
消費者機構日本

- 内閣総理大臣認定の適格消費者団体
- 平成19年8月23日認定、令和7年8月20日に更新

## 被告

株式会社
ネットプロテクションズ

- 後払い決済サービスを提供する株式会社
- 「NP後払い」「NP後払いair」「atone」等の名称でサービスを展開
- 日本後払い決済サービス協会加入

# 請求の趣旨

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 不当な意思表示の差止め | 後払い決済サービスの会員契約締結に際し、免責・抗弁権放棄・延滞手数料に関する3つの意思表示を今後行わないこと |
| 2 | 関連書類等の廃棄 | 上記の意思表示が記載された契約書・約款その他の文書・電磁的記録及び一切の表示を廃棄すること |
| 3 | 従業員への周知徹底 | 従業員に対し、当該意思表示を行わないこと及び廃棄した表示を使用しないことを周知徹底する措置をとること |
| 4 | 訴訟費用の負担 | 訴訟費用は被告の負担とすること |

## 争点 ① 免責条項

### 差止の根拠：消費者契約法 8条1項1号・3号

規約の定め（NP会員利用規約13条1項・NP後払い利用規約6条1項／要旨）

*「当社は、故意又は重過失による場合を除き、サービスの利用により会員に発生した損害について、これを賠償する責任その他のいかなる責任も負わないものとします。」*

! 軽過失の場合まで一律に全部免責としている

- 事業者に軽過失がある場合についても、損害賠償責任を全面的に免除する内容になっている。
- 消費者契約法8条1項1号（債務不履行による全部免責の禁止）・同項3号（不法行為による全部免責の禁止）に抵触し、不当条項として無効と解される。

→被告は当該条項を修正する意向を示している（具体的な条項案は未定）。

## 争点 ② 抗弁権放棄条項

### 差止の根拠： 消費者契約法 10条

規約の定め（NP会員利用規約22条2項　要旨）

*「会員は、atoneの利用により生じた代金等債権が加盟店から被告等へ譲渡されることを承諾し、当該債権譲渡について、加盟店に対して有する同時履行・無効・取消し・解除・消滅時効・相殺等の一切の抗弁を放棄する。」*

! 加盟店に対する抗弁権を被告に対抗できなくなる（抗弁権を放棄させている）

- 民法468条1項・469条1項により本来認められる抗弁権（対抗要件具備時までの事由）の行使を制限する条項であり、消費者の権利を制限している。
- 抗弁権を放棄させる一方で、消費者側への代替措置は設けられておらず、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものとして、消費者契約法10条の不当条項に該当する。

→消費者契約法10条の判断要素及びあてはめが争いとなっている。

**争点 ②**　# 抗弁権放棄条項

## 差止の根拠： 消費者契約法 10条

規約の定め（NP会員利用規約22条2項　要旨）

*「会員は、atoneの利用により生じた代金等債権が加盟店から被告等へ譲渡されることを承諾し、当該債権譲渡について、加盟店に対して有する同時履行・無効・取消し・解除・消滅時効・相殺等の一切の抗弁を放棄する。」*

争点となっている消費者契約法10条の判断要素
①消費者が受ける不利益の内容や程度
②消費者の契約上の負担の有無や程度
③消費者の権利保護を図るための配慮の有無
④契約が成立するに至った経緯
⑤情報の質及び量並びに交渉力の格差
⑥事業者の事業内容等に照らした必要性や経済的合理性
⑦事業者における実務上の運用

## 争点 ③　延滞事務手数料支払条項

### 差止の根拠：消費者契約法 9条1項2号

規約の定め（NP後払い利用規約8条3項　要旨）

*支払を怠り期限超過後も後払いによる支払方法の提供を受ける場合、請求書等の発行日から30日・50日・70日を経過するごとに、遅延損害金の他、297円（税込）の延滞事務手数料を加算して支払う。*

! 遅延損害金と延滞事務手数料を合算すると法定上限（年14.6%）を超える

- 延滞事務手数料支払条項は実質的に損害賠償額の予定・違約金にあたると解される。
- 遅延損害金と延滞事務手数料の合計額が、消費者契約法9条1項2号の定める上限年14.6%を超える部分は無効となる不当条項と解される。

→被告は、延滞事務手数料支払条項は損害賠償の額の予定ではなく、延滞後の後払いサービス提供（役務提供）の対価であると主張している。

TIMELINE

# 提訴に至るまでの経緯

| | |
|---|---|
| 令和7年2月19日 | 被告事務所を訪問し、原告の問題意識について意見交換を実施 |
| 令和7年10月29日 | 消費者契約法12条に基づき、3条項が不当条項に該当する旨を書面で申入れ |
| 令和7年12月5日 | 被告より回答を受領 |
| 令和8年3月2日 | 消費者契約法41条1項に基づく事前請求書面を送付（3月3日到達） |
| その後 | 協議の場を設けるも、一部修正（免責条項）の回答にとどまり、全請求への対応の見込みなし |
| 令和8年3月17日 | **東京地方裁判所へ提訴** |